

2023/4/05

宛先： 西山 キミエ成年後見人 司法書士 安部 高樹 様
写し： 辻 恭子代理人 弁護士 谷 直樹 様
西山 和子成年後見人 弁護士 加藤 貴大 様
弁護士 岩永 隆之 様
辻 竜也 様
濱崎 浩・朱美 様
西山 円 様

松山市道後湯之町 西山 紀男

件名： 西山キミエの預金通帳・書類および不正支出金の回収を要求します

参照： 2019年12月1日付、キミエ後見人安部高樹様、辻恭子様宛 書簡
2021/6/27付、書簡「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類」
2021/9/29付、書簡「相続に備えて、父留太郎、母キミエから聞いたこと」

先週の3月31日、キミエが入居の「かいごの花みずき」の看護師から電話があり、「今は、見取りの時期のようで、心づもりを、」とキミエの様子を伝えてきました。

キミエの遺産相続の準備は、2018年11月30日、財産目録を作り、分割協議をするための協議の場を持ちました。

初めての話し合いの場で、辻恭子は「何も見せられん」、「頭が痛い」と言って2階に逃げて行った。

爾来、成年後見人（安部高樹 司法書士）を選任してもらったが、進捗は捗々しくない。この間、安部成年後見人へ再三請求したにも拘わらず、必要な書類さえ揃っていない。また、不正に支出された金の返還の要求も実行されていない。

キミエの持ち物を持ち出し、隠蔽しているのは窃盗に該当します。
また、キミエの通帳を持ち出し、預金を引き出す行為は横領です。
これらは、キミエの遺産分割協議を開催するために必須の要件となります。
遺産分割協議書を提出し、相続処理をできるのは、長男 紀男のみです。
何故、辻恭子は協力しないのか？
相続放棄をするのなら法的手続きを執ってください。
そうでなければ、裁判の手続きを執ります。

安部成年後見人は、被後見人に寄り添い、後見人としての職務を遂行されるよう要求

します。

- 【1】「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの通帳、書類」を速やかに回収する。
- 【2】「辻恭子によって不正に支出された預金」の返還を請求し、速やかに回収する。

記

【1】「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの通帳、書類」を速やかに回収する。

1. 不動産取引等に使っていた十八銀行・住吉支店の普通預金通帳を回収すること。
詳細は、2021/6/27 付、書簡「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類」の項目 1. に記載。
2. ゆうちょ銀行の通帳（新規に開設した以前の通帳）を回収すること。
詳細は、2021/6/27 付、書簡「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類」の項目 2. に記載。
3. 西山キミエ所有の土地の権利書を回収する。
長崎市泉二丁目 5 1 4 番の土地
諫早市城見町 4 6 番の土地（雑種地、202 m²）

詳細は、2021/6/27 付、書簡「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類」の項目 3. に記載。

4. 西山キミエが売買した地所の売買契約書を回収する。
諫早市城見町 菅原金物店（諫早市城見町 5 3 番）に隣接する 馬場傘屋に賃貸していた土地
注：売買契約書は、No. 3、No. 4 のみ安部成年後見人経由でコピーを入手、しかし、No. 1、No. 2 は辻恭子が隠蔽している。
これは窃盗に該当します。
詳細は、2020 年 3 月 7 日付、書簡「令和 2 年 2 月 19 日 辻恭子・俊雄発書簡「ご連絡」への返信」ページ 10。

【2】「辻恭子によってキミエの預金口座から不正に支出された費用」の返還を請求し、速やかに回収する。

1. 辻俊雄名義の費用 合計 ¥649 万円
 - ① 泉町 辻俊雄名義の家屋修理代 ¥100 万円
 - ② 自動車の購入代 ¥100 万円
 - ③ 水道、電気、NHK 受信料 ¥439 万円（キミエの老人ホーム入居後）
 - ④ 下水道管取替工事 ¥10 万円詳細は、2019 年 12 月 01 日 付、書簡 1 8 ページ・グラフ
2020/05/19 付、メール添付の書簡「後見等事務報告書に関する質問」質問 5.

2020/06/22 付、メール「Re^2 西山キミエの『後見事務報告書
(令和2年3月26日)』への質問、回答の催促」質問5.

2, 西山キミエ介護費用(花みずきへの支払い以外のもの)

詳細は、2020/05/19 付、メール添付書簡「後見等事務報告書」
(令和2年3月26日)に関する質問、質問6.

2020/06/22 付、メール「Re^2 西山キミエの『後見事務報告書
(令和2年3月26日)』への質問、回答の催促」質問6:(1)

原則として、西山キミエの動産、不動産は、辻恭子のものではなく、西山のものである。
キミエ死亡後、遺産分割協議書が受理されてから、相続分が辻恭子のものとなる。

辻恭子は、相続に無知であり、犯罪意識が無い。

代理人 谷弁護士を通じて辻恭子から来た文書には、キミエから「後事を託された。」との
記載が3か所ある。

その上に、「佛壇も託された。」と書いてある。

法的に有効な家族信託契約書(公正証書)があるのだったら、早急に、後見人に提出してく
ださい。

これを後見人に渡さない場合は、これらの記載は虚偽発言であると判断します。

以上、